

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		計画廃止命令（濃度規制、特定地下浸透水）
根拠条例・規則名		水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
条 項		第8条第1項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課（電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	計画変更命令が行われたにもかかわらず、当該特定事業場からの排水が排水基準に適合しないと認められるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものと認められるとき。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		